

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 救助の程度、方法及び期間 (略)</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ (略) ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>340円</u>以内とする。 エ～カ (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略) ア 建設型応急住宅 (ア) (略) (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ) (略) イ (略)</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (1) 炊き出しその他による食品の給与 ア・イ (略) ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,230円</u>以内とする。 エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>第1 救助の程度、方法及び期間 (略)</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 避難所 ア・イ (略) ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。 エ～カ (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略) ア 建設型応急住宅 (ア) (略) (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ) (略) イ (略)</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (1) 炊き出しその他による食品の給与 ア・イ (略) ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,180円</u>以内とする。 エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>

(1)・(2) (略)

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>19,200</u> 円	<u>24,600</u> 円	<u>36,500</u> 円	<u>43,600</u> 円	<u>55,200</u> 円	<u>8,000</u> 円
冬季	10月～3月	<u>31,800</u> 円	<u>41,100</u> 円	<u>57,200</u> 円	<u>66,900</u> 円	<u>84,300</u> 円	<u>11,600</u> 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>6,300</u> 円	<u>8,400</u> 円	<u>12,600</u> 円	<u>15,400</u> 円	<u>19,400</u> 円	<u>2,700</u> 円
冬季	10月～3月	<u>10,100</u> 円	<u>13,200</u> 円	<u>18,800</u> 円	<u>22,300</u> 円	<u>28,100</u> 円	<u>3,700</u> 円

(4) (略)

4・5 (略)

6 被災した住宅の応急修理

(1) (略)

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最

(1)・(2) (略)

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>18,700</u> 円	<u>24,000</u> 円	<u>35,600</u> 円	<u>42,500</u> 円	<u>53,900</u> 円	<u>7,800</u> 円
冬季	10月～3月	<u>31,000</u> 円	<u>40,100</u> 円	<u>55,800</u> 円	<u>65,300</u> 円	<u>82,200</u> 円	<u>11,300</u> 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	<u>6,100</u> 円	<u>8,200</u> 円	<u>12,300</u> 円	<u>15,000</u> 円	<u>18,900</u> 円	<u>2,600</u> 円
冬季	10月～3月	<u>9,900</u> 円	<u>12,900</u> 円	<u>18,300</u> 円	<u>21,800</u> 円	<u>27,400</u> 円	<u>3,600</u> 円

(4) (略)

4・5 (略)

6 被災した住宅の応急修理

(1) (略)

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最

<p>小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>706,000円</u></p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>343,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり <u>4,800円</u></p> <p>中学校生徒 1人当たり <u>5,100円</u></p> <p>高等学校等生徒 1人当たり <u>5,600円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>219,100円</u>、小人<u>175,200円</u>以内とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 死体の処理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり<u>5,500円</u>以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるもの</p>	<p>小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 <u>655,000円</u></p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>318,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり <u>4,700円</u></p> <p>中学校生徒 1人当たり <u>5,000円</u></p> <p>高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>9 埋葬</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人<u>213,800円</u>、小人<u>170,900円</u>以内とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 死体の処理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり<u>5,400円</u>以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるもの</p>
--	--

とする。

ウ（略）

(5)（略）

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1)（略）

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。

(3)（略）

13（略）

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,700円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 16,900円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,800円以内

エ（略）

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内

カ（略）

キ 左官 1人1日当たり 24,200円以内

ク とび職 1人1日当たり 24,400円以内

(2)～(3)（略）

2（略）

第3（略）

とする。

ウ（略）

(5)（略）

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1)（略）

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

(3)（略）

13（略）

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,100円以内

エ（略）

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内

カ（略）

キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内

ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2)～(3)（略）

2（略）

第3（略）